

譲渡事業の趣旨とお譲り条件

事業の趣旨

たいへん残念なことです。保健所は、やむにやまれない理由で飼いきれなくなった動物を保護することがあります。動物愛護センターでは、これらの動物の健康状態や性格を見極め、愛情と責任を持って飼養して下さる方にお譲りしています。

この事業の主な目的は、適性のある動物たちが生存する機会を拡大することです。

さらに、共に過ごす日常が、その動物と飼い主さん、地域の方々にとって快適で喜びに満ちたものになることを願ってやみません。

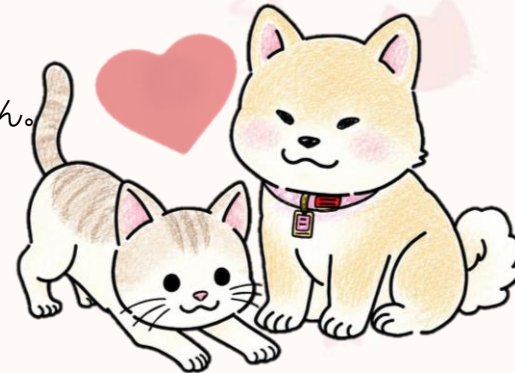
センターが掲げるスローガンである「動物と楽しく暮らせるみんなの街」づくりの一環として動物の譲渡を行い、「動物の適正飼養・管理」と「命を尊ぶ人の輪」を広めてまいります。

犬・猫をお譲りする条件

事業目的を達成するために以下の条件を設けています。

条件を満たさない、または了承いただけない方には譲渡できません。

犬・猫の共通条件



本人・世帯に関すること

- ☐ 動物を所有しようとする本人であり、全ての同居者が飼養についての同意をしていること。
- ☐ 営利又はこれに類する目的のために譲渡を受けようとする者でないこと。
- ☐ 65歳未満の成人であること。
(申請者が65歳以上の方の場合、万が一入院等の不測の事態が生じ継続飼養が困難になった際に、責任を持って代わりに譲渡動物を終生飼養することができる成人がいる場合は誓約書が必要。また、毎日、飼養に関わることができる65歳未満の成人がいること。)
- ☐ 同居者のうちに飼養により健康を害することで日常生活に支障をきたすおそれのある者がいないこと。
- ☐ 日常の飼養管理を主に担当する者がこの基準に適合すること。
- ☐ 過去に本譲渡事業において飼養希望者登録の取り消し等の措置を受けたことがないこと。

飼養場所について

- ☐ 原則として申請者本人の住居であること。
- ☐ 動物の飼養が禁止されておらず、かつ、飼養に適した環境であること。
- ☐ 原則として子犬・子猫の場合は1日に4時間以上、その他の場合は1日に長時間の不在時間が日常的に生じないこと。

- ☐ 動物の飼養に関する法令を遵守できること。
- ☐ 生態、習性及び生理を理解し、愛情と責任を持って適正に終生飼養できること。
- ☐ 十分な世話、しつけ、健康管理等が行えること。
- ☐ 譲渡後に不妊・去勢手術を施すことに合意していること。
- ☐ 名札・マイクロチップ等による所有者明示が行えること。
(原則、当センターでマイクロチップを装着してから譲渡します。)
- ☐ 適正に飼養するために必要な費用を負担できること。
- ☐ 動物由来感染症に関する正しい知識を有すること。
- ☐ 逃走、危害防止等を防止するために必要な管理ができること。
- ☐ 週辺の生活環境を侵害することなく飼養できること。
- ☐ 譲渡後に動物の疾病が発覚した場合にあっても、終生飼養ができること。
- ☐ 先住動物がいる場合は、その動物がこの基準に適合すること。
- ☐ 将来的に不測の事態により飼養継続が困難な状況に陥った場合においても責任ある対応ができること。

その他のこと

- ☐ 譲渡講習会(オンライン受講等)を受けることができること。
- ☐ 対象動物が所有者不明のものである場合において、譲渡後に元の所有者が判明したときは、善意の対応ができること。
- ☐ 奈良県の譲渡事業の趣旨を理解し、必要な協力ができること。

犬のみの場合

- ☐ 自宅で飼養することができること。
- ☐ 県内在住かつ屋外で飼養する場合は、自宅訪問調査の実施を受けること。
- ☐ 県外在住または屋内で飼養する場合は、必要な書類を提出できること。

猫のみの場合

- ☐ 「完全室内飼養」を厳守できること。
- ☐ 必要な書類を提出できること。

全ての条件を満たす方は、
奈良スーパーアプリから譲渡講習会を申込み、受講していただき、飼養希望者登録申請書の提出をお願いします。
奈良スーパーアプリ内でも譲渡条件を満たすか確認します。

よくある質問



譲渡にあたり、費用はかかりますか？



当方にお支払いいただく費用はございません。ただし、装着されているマイクロチップの情報登録料(新規・変更)のほか、居住地の自治体によっては、犬の登録に際し別途登録料が発生します。



センターホームページにある譲渡ページの1次募集と2次募集の違いは何ですか？

お譲りできる譲渡候補動物は、まず1次募集から始まりホームページで公開されます。1次募集期間終了時に複数名からのエントリーがあった場合、原則、飼養希望者登録順でマッチング(*)を行う方を決定させていただきます。1次募集期間終了時にエントリーがなかった場合、そのまま2次募集に移行します。この期間は、飼養希望者登録順ではなく、電話でご連絡いただいた方から順番にマッチング(*)を行います。



申請に年齢制限はありますか？

18歳以上65歳未満であることが条件ですが、日常的に飼養に関わる18歳以上65歳未満の方が同居、もしくは近隣にいる場合、誓約書をご提出いただければ65歳以上の方でも申請可能です。(詳細はP2犬・猫の共通条件をご確認ください。)



純血種の動物はいますか？

譲渡候補動物の多くは雑種であり、また、保護前の個体毎の由縁が明らかでないことも多いです。

*:譲渡希望者と譲渡動物との相性確認をセンターで実施することです。トライアル期間はございませんので、ご了承ください。

【譲渡事業についての問い合わせ・連絡先】

奈良県中和保健所動物愛護センター

〒633-2112 宇陀市大宇陀小附89

TEL:0745-83-2631 FAX:0745-83-2573

ホームページ:<https://www.pref.nara.lg.jp/n070/17>

(もしくは「奈良県 動物愛護センター」で検索してください。)



犬・猫の飼養を希望される方へ ～譲渡事業のご案内～

STEP①

『譲渡条件の確認・講習会(動画視聴)の申込み』

「奈良スーパーアプリ」のアカウント登録してから譲渡講習会申込みの手続きをしてください。
アカウントをお持ちではない方は、譲渡手続きのご案内メールが届きません。必ずアカウント登録後に申込みをお願いします。

講習会申込ページ
犬 猫



STEP②

『講習会受講 & 申請書類の提出』

【STEP①】が完了後、奈良スーパーアプリの通知欄(又はお知らせ欄)の【受講申込み手続き完了のご案内メール】を開き、記載のURLから講習会動画をご覧下さい。(15分程度)動画視聴後、メールに記載されているURLから書類をご確認のうえ必要な書類を提出してください。(提出方法:メール又は郵送等)

*奈良県内に在住で犬を屋外で飼養予定の方のみ職員が登録前調査として自宅訪問をさせていただきます。



STEP③

『審査・登録』

提出書類確認後、1週間～2週間程度で審査させていただきます。
*事前に簡単な聞き取り調査を登録された電話番号宛てに行いますのでご協力ください。
ご登録が完了したら、電話にてご連絡します。

譲渡候補動物紹介ページ
犬 猫



STEP④

『マッチング』

譲渡候補犬・猫は当センターホームページで紹介しています。マッチングは予約制ですので、希望される方は、電話または受付にてお申込み下さい。マッチングの日程を調整いたします。

*マッチング日は申込日から1週間程度以内でお願いしています。

*マッチングとは、当センターで、気になる犬猫との相性を確認していただくものです。

STEP⑤

『譲渡』

マッチングに問題がなければ当日譲渡することもできます。お迎え時には猫の場合:キャリーケース

犬の場合:車内のクレート、首輪、リード(ハーネス)の持参をお願いします。

*力の強い中～大型犬に関してはダブルリードをお願いする場合がございます。

*後日譲渡の場合、マッチング後1週間以内のお迎えをお願いします。

